

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第65号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="147 525 734 572">[略]</td><td data-bbox="736 525 1081 572"></td></tr><tr><td data-bbox="147 574 734 962">11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの</td><td data-bbox="736 574 1081 962"><u>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</u></td></tr><tr><td data-bbox="147 963 734 1011">[略]</td><td data-bbox="736 963 1081 1011"></td></tr></table>	[略]		11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</u>	[略]		<p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1158 525 1738 572">[略]</td><td data-bbox="1740 525 2085 572"></td></tr><tr><td data-bbox="1158 574 1738 962">11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）<u>第6条第3項の氏名等の届出</u>の受理</td><td data-bbox="1740 574 2085 962">盛岡市</td></tr><tr><td data-bbox="1158 963 1738 1011">[略]</td><td data-bbox="1740 963 2085 1011"></td></tr></table>	[略]		11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号） <u>第6条第3項の氏名等の届出</u> の受理	盛岡市	[略]	
[略]													
11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号）及び歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）に基づく歯科技工士免許証に係る申請書等の受理及び歯科技工士免許証の交付に関する事務で規則で定めるもの	<u>盛岡市、宮古市、大船渡市、遠野市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、矢巾町、西和賀町、山田町、岩泉町、田野畑村及び普代村</u>												
[略]													
[略]													
11の4 歯科技工士法（昭和30年法律第168号） <u>第6条第3項の氏名等の届出</u> の受理	盛岡市												
[略]													
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この条例は、公布の日から施行する。